

(1) 安全衛生教育について



(2) 技能の向上を図るための方策

全員に対し、現場に必要な技能講習・特別教育を全て受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2に相当する技能教育を行う。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた後は、レベル3に向けた技能教育を開始し、職長・安全衛生責任者教育を受講させ現場の班長として3年間経験を積ませる。そして特定技能1号の間に、2号特定技能評価試験合格を目標とするため、社内勉強会の開催等を毎月第1木曜日に行う。

(3) 昇給への反映

資格手当として、技能検定専門級（3級）または1号特定技能評価試験の合格者には10,000円を毎月支給する。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた場合は15,000円を、技能レベルが2級技能士相当となった場合は20,000円を、1級技能士相当となった場合は40,000円を毎月支給する。

様式第1の別紙に記載した4(1)安全衛生教育と(2)技能の向上を図るための方策の内容をわかりやすい表現で転載し、昇給への反映等についても記載すること。

9. 個人情報の提供に係る同意について

(建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定証に記載された内容(個人情報を含む。)を提供することに同意しているか)

同意している。 同意していない。

(西暦) ●●●●年●月●日、前記1から9の内容について以下の者が十分に理解することができる言語(●●語)にて説明し、内容を理解していることを確認した。

(サイン)

殿

説明者

特定技能所属機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者 役職・氏名 _____

代表者と説明者が異なる場合、代表者欄には代表者の役職・氏名を記載し、その下に

「説明者が所属する法人名」

「その法人と特定技能所属機関との関係」

「説明者の役職と氏名」も記載すること。